

契約書（案）

- 1 契約件名 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 電力需給契約
- 2 契約単価 別紙「単価表」のとおり
- 3 契約期間 契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで
- 4 供給期間 2025 年 4 月 1 日午前 0 時 00 分から 2026 年 3 月 31 日午後 12 時 00 分まで
- 5 需要場所 名古屋市緑区潮見が丘一丁目 77 番
名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院
- 6 契約保証金 名古屋市立大学契約規程第 27 条第 1 項第 3 号により免除

上記について、公立大学法人名古屋市立大学（以下、甲という）と_____（以下、乙とする）は次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、甲乙がそれぞれ 1 通を保管するものとする。

2025 年 月 日

甲 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

乙

(契約の目的)

第1条 乙は、乙の定める電気供給約款及び仕様書その他の関係書面（以下「仕様書等」という。）に基づき、甲の需要場所で使用する電力の需要に応じて電力を供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額の改定)

第2条 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、これを改定できる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保にすることはできない。

(契約電力)

第4条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによる。

契約電力 常時電力 930kW

予備電力（予備電源） 930kW

(契約電力の変更)

第5条 前条に規定する契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 甲が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて、甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として支払うものとする。

3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 計量日時は甲乙協議の上、各月ごとに定めるものとし、乙は、甲の最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について甲の指定する職員による検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、毎月1日に行うものとし、計量は当該区域の一般送配電事業者が取り付けした記録型計量器に記録された値によるものとし、計量器に記録される日（計量日）を検針日とする。

3 検針日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、1月3日若しくは12月29日から12月31日まで（以下「休日等」という。）に当たるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日に検査をするものとする。

この場合において、当該検査は、特段の事情がない限り、前項の検針日に行ったものとみなす。

4 検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(電気料金の算定期間)

第8条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の算定及び支払)

第9条 乙は、第7条第1項の規定による検査終了後、検針日から10営業日以内に、適法な請求書をもって電気料金を請求することができる。ただし、これによりがたい場合は、事前に申出をして変更することができる。

2 前項の電気料金は、第4条第1号に規定する契約電力に、単価表の基本料金の契約単価を乗じて計算した金額と、当該使用電力量に単価表の電力量料金の契約単価を乗じて計算した金額に、電気供給約款による燃料費調整額を合算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による発電促進賦課金を合算した金額とする。

3 甲は、乙から適法な支払請求を受理した日から起算して30日以内に電気料金を支払うものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期日までに電気料金を支払わない場合においては、乙は当該未払い金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）の割合で計算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）の遅延利息を甲に請求できるものとする。

5 本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用する。

6 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引先銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

7 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

（契約単価等の変更）

第10条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。

3 乙は、電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要がある場合は、通知をもって協議に代えることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から14日以内に異議を申し出た場合は、この限りではない。

4 前項の申出があった場合は、甲乙協議の上、当該変更額を定めるものとする。

5 その他の契約条件（第4条及び第1項に規定する部分を除く。）に関する変更の手続につ

いては、第1項及び第2項の規定を準用する。

(損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、乙が契約を履行しないとき。

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 乙が契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(6) 第15条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

(7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(8) その他契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用電力量を基にして第9条第2項の規定により計算して得た額の10分の1に相当する金額を、違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法違反するとして、独占禁止法第66条第4項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。

(3) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法（明治 40 年法律第 54 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(4) 前 3 号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（甲の任意解除権）

第 14 条 甲は、契約期間内においては、第 12 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（契約解除に伴う措置）

第 16 条 この契約が解除された場合には、第 1 条に規定する義務は消滅するものとする。

2 甲は、契約の解除があった場合において払込みをしていない電気料金があるときは、遅滞なく乙に当該電気料金を支払うものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 17 条 乙は、この契約に関して第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、予定使用電力量を基にして、第 9 条第 2 項の規定により算定した金額に契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、第 9 条第 3 項の規定による甲の支払いが完了した日から契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 号に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第 13 条第 1 項第 3 号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき、又は同項第 4 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 96 条の 6 にも該当し、刑が確定したとき（第 4 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第 1 項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

2 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約保証金等の返還)

第 18 条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号の一に該当するときは、甲は、当該契約保証金又は担保を乙に返還しなければならない。

(1) 契約を全て履行したとき

(2) 第 14 条第 1 項の規定により契約を解除したとき又は第 15 条第 1 項により契約を解除されたとき

(資料の提出)

第 19 条 乙は、甲が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たり、知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても、同様とする。

2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で所定の手続により開示するときは、適用しないものとする。

(所轄裁判所)

第 21 条 この契約にかかる訴訟については、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約書及び仕様書について甲と乙との間で意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、電気需給約款、公立大学法人名古屋市立大学契約規程及びその他関係法令の定めるところによるほか、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決)

第 23 条 この契約に関し紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(特記事項)

第 24 条 乙は、契約の履行上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後、又は契約解除後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するにあたっては、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(別紙)

単価表

常時電力		単価 (税込み)
基本料金		円/kw 月
電力量料金	その他季	円/kw
	夏季 (7・8・9月)	円/kw

予備電力		単価 (税込み)
基本料金		円/kw 月
電力量料金	その他季	円/kw
	夏季 (7・8・9月)	円/kw